

別表1

平成30年度 グリーン購入基準

※単価契約欄の「○」は、その物品が購入基準を満たすことを示す。

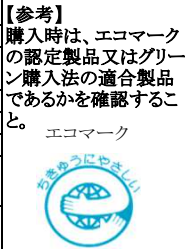
(物品のうちその全部が基準を満たしているときに○)

※「いずれかの要件」又は「○○の場合は」とあるものを除き、記載要件の全てを満たすこと。



区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準	
A	用紙類	1	コピー用紙(A3)	○	総合評価値80以上であること。	
		2	コピー用紙(A4)	○		
		3	コピー用紙(B4)	○		
		4	コピー用紙(B5)	○		
		5	色上質紙	○		古紙が含まれていること。
		6	電算用連続用紙(フォーム用紙)	○		古紙パルプ配合率70%以上、白色度70度程度
		7	FAX用感熱紙等	○		古紙パルプ配合率50%以上
		8	輪転機用紙	○		古紙パルプ配合率70%以上、白色度70度程度
		9	インクジェットカラープリンター用塗工紙	○		古紙パルプ配合率70%以上
		10	その他 (広洋紙、画用紙、賞状用紙等)	○		古紙パルプ配合率50%以上
B	事務用品	1	シャープペンシル	○	<b>【事務用品共通】</b> (グリップ)再生ラバー 残芯が可能な限り少ないこと。 <b>【基準は容器に適用】</b> 芯が交換可能 消耗品が交換又は補充可能 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・インク又は液が補充可能 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・インク又は液が補充可能 液が補充可能 (ゴム)非塩ビ素材。 <b>【基準は巻紙、ケースに適用】</b> ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・(パッケージ)再生紙 ・廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。 ・(パッケージ)再生紙 ・廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・消耗品が交換可能 <b>【基準は容器に適用】</b> (テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上*2 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 (テープ基材)再生プラスチック40%以上 (テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上*2 <b>【基準はテープ基材に適用】</b> ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。 <b>【基準は容器に適用】</b> 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫がなされていること。	
		2	シャープペンシル 替芯	○		
		3	ボールペン(ボールペン、多機能ボールペン等)(詰替え用の芯を除く)	○		
		4	マーキングペン(蛍光ペン、油性・水性マーカー、ホワイトボード用マーカー、筆ペン等)(詰替え用ペン芯を除く)	○		
		5	鉛筆(色鉛筆を含む)	○		
		6	スタンプ台	○		
		7	朱肉(補充用朱油を除く)	○		
		8	印章セット(印鑑ホルダー)	○		
		9	印箱			
		10	公印			
		11	ゴム印(連結式を含む)			
		12	回転ゴム印			
		13	定規(三角定規、分度器を含む)	○		
		14	トレイ(書類用・小物用・硬貨用)			
		15	消しゴム(ペン型繰り出し式を含む)	○		
		16	ステープラー(汎用型) (ホッチキス)	○		
		17	ステープラー(汎用型以外) (ホッチキス)(針を用いない方式を含む)	○		
		18	ステープラー針リムーバー (ホッチキス針はずし)			
		19	連射式クリップ(本体) (ガチャック等)	○		
		20	事務用修正具(テープ) (交換用テープカートリッジを除く)	○		
		21	事務用修正具(液状)	○		
		22	クラフトテープ(紙製)	○		
		23	粘着テープ(布粘着)	○		
		24	両面粘着紙テープ	○		
		25	製本テープ			
		26	ブックスタンド			
27	ペンスタンド					
28	クリップケース					
29	はさみ	○				
30	マグネット(玉)					
31	マグネット(バー)					
32	テープカッター					
33	パンチ(手動)					
34	モルトケース (紙めくり用スポンジケース)					
35	紙めくりクリーム					
36	鉛筆削(手動)					



区分記号	区分	番号	物品名	単価 契約	購入基準
B	事務用品	37	OAクリーナー(ウェットタイプ)	○	【事務用品共通】 【基準は容器に適用】 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・内容物が補充可能
		38	OAクリーナー(液タイプ)		【基準は容器に適用】 内容物が補充可能
		39	ダストブロー		オゾン層を破壊する物質及び代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)の不使用 ※原則として購入禁止とする。業務上どうしても使用せざるをえない時には、ノンフロン製品を選択し、必要最小限度で使用すること
		40	レターケース		
		41	メディアケース(CD・DVD・BD用)		・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1又は植物を原料とするプラスチックを使用 ・厚さ5mm程度以下のスリムタイプであること。
		42	マウスパッド		・共通基準を満たすか又は植物を原料とするプラスチックを使用。 ・枠は再生プラスチックを枠部重量の50%以上使用。
		43	OAフィルター(枠あり)		オレフィン系樹脂 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
		44	OA機器カバー		オレフィン系樹脂、マットの両面が使用可能 オレフィン系樹脂
		45	丸刃式紙裁断機		再生プラスチック30%以上*2又は植物を原材料とするプラスチックを使用
		46	カッターナイフ	○	(主電源)太陽電池 (部品)有害化学物質の不使用
		47	カッティングマット		再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1
		48	デスクマット	○	【基準は容器に適用】
		49	OHPフィルム		【基準は容器に適用】 内容物が補充可能
		50	電卓(電子式卓上計算機)	○	【基準は容器・ケースに適用】 消耗品が交換可能
		51	絵筆		・金属を除く主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上 ・表紙と綴じ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄が可能
		52	絵の具		・金属を除く主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上 ・表紙と綴じ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄が可能
		53	墨汁	○	
		54	のり(液状)補充用を含む	○	
		55	のり(澱粉のり)補充用を含む	○	
		56	のり(固形)補充用を含む	○	
		57	のり(テープ)	○	
		58	ファイル	○	古紙パルプ配合率100%又は間伐材利用とする。
		59	バインダー	○	・(表紙)古紙パルプ配合率60%、 ・(台紙)古紙パルプ配合率80% ・(ポケット部)PET
		60	ファイリング用品 (ファイル・バインダーに補充する背見出し、ポケット、仕切り紙等)	○	・主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上 ・主要材料が再生プラスチックの場合、再生プラスチック
		61	文書ホルダー(個別フォルダー)	○	
		62	文書保存箱		
		63	アルバム (台紙式、ポケット式、工用アルバム)	○	古紙パルプ配合率40%以上*2 ・古紙パルプ配合率40%以上*2(窓部分には適用しない) ・プラスチック製の窓フィルムの場合、再生プラスチック40%以上又は植物を原材料とするプラスチックを使用
64	つづりひも	○			
65	カードケース (クリアホルダー、名刺整理箱等)	○			
66	事務用封筒(紙製) 既製品	○			
67	窓付き封筒(紙製) 既製品				
68	けい紙 (原稿用紙、方眼紙、レポート用紙、ルーズリーフ、計算用紙、伝票等)		・古紙パルプ配合率70%以上 ・白色度70度程度 ・塗工されているものは塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下又は塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと		
69	ノート・メモ帳	○			
70	パンチラベル	○	・主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率100%		
71	タックラベル (宛名用ラベル、タイトル用ラベル、OA用ラベル)	○	・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
72	インデックス	○			
73	付箋紙	○			
74	付箋フィルム	○	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。		
75	紙ひも君	○	再生品		
76	梱包用バンド		・紙製の場合、古紙パルプ配合率100% ・プラスチック製の場合、再生プラスチックをプラスチック重量の25%以上(廃ペットボトルのリサイクル製品でない)		



区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
B	事務用品	77	黒板拭き	○	<b>【事務用品共通】</b> <b>[基準]</b> <b>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。</b> (1)プラスチック:再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用 (2)木質:間伐材、端材、合法材等の木材を使用 (3)紙:紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上 
		78	ホワイトボード用イレーザー		
		79	額縁	○	
		80	集合ごみ箱		
		81	リサイクルボックス		
		82	缶・ボトルつぶし機(手動)		
		83	名札(机上用)		
		84	名札(衣服取付型・首下げ型)	○	
		85	鍵かけ(鍵用のフック)		
86	チョーク	○			
87	ランド用白線	○			
		88	記録用メディア(CD・DVD・BD)	○	再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 オレフィン系樹脂 再生材料を10%以上使用 廃棄された卵の殻などの再生材料を70%以上使用 <b>【基準はケースに適用】</b> ・主要材料が紙の場合 古紙パルプ配合率70%以上 ・主要材料がプラスチックの場合 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上*2、又は植物を原料とするものであること ・スリムタイプケース(厚さ5mm以下)または集合タイプであること
C	印刷物(役務)	1	報告書		(1)総合評価値80以上の用紙を使用(冊子の場合、表紙を除く。色上質紙については、古紙を含んでいれば基準を満たすものとする。) (2)リサイクル適正Aランクの資材の使用。 (3)オフセット印刷の場合、化学安全性が確認されている植物油インキを使用。 (4)成果品にリサイクル適正を表示。
		2	パンフレット、ポスター、チラシ		
D	衛生用品	1	トイレットペーパー	○	古紙パルプ配合率100%、漂白剤をあまり使っていないもの
		2	ティッシュペーパー		
		3	ペーパータオル		
E	事務機器等	1	コピー機等 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)		<b>【事務機器等共通】</b> 次の基準に適合すること。 <b>[基準]</b> <b>次のいずれかの要件を満たし、かつ、右記を満たすこと。</b> (1)省エネ法に基づく省エネラベリング制度の表示対象機器は、省エネ基準達成率100%以上 (2)国際エネルギースタープログラムに定める基準を満たすこと (3)統一省エネラベル(多段階評価制度)の表示対象機器は、4つ星以上 (4)グリーン購入ネットワークが策定した購入ガイドライン*3を満たすこと 省エネラベル 122%達成(緑)  国際エネルギースタープログラムの基準達成マーク  統一省エネラベル(4つ星) 
		2	電子計算機(パソコン)		
		3	プリンタ等 (プリンタ/ファクシミリ兼用機を含む)		
		4	ファクシミリ		
		5	スキャナ		
		6	磁気ディスク装置		
		7	ディスプレイ		
		8	シュレッター		
		9	デジタル印刷機		
		10	電気冷蔵庫等 (電気冷凍庫・電気冷蔵冷凍庫を含む)		
		11	テレビ		
		12	エアコンディショナー		
		13	蛍光灯照明器具		
		14	LED照明器具 (従来の蛍光灯と互換性を有するLEDランプで口金から給電するタイプの照明器具は対象外)		
				<b>【6磁気ディスク装置、8シュレッターを除く10機器共通】</b> ①特定化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 <b>【1コピー機等】</b> ①グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限る)に対応可能 ②リユースに配慮 ③使用済製品のリユース、リサイクルのシステムがあり、リユース・リサイクルできない部分の減量化及び適正処理が行われること(単純埋立の禁止) <b>【2電子計算機(パソコン)】</b> ①国際エネルギースタープログラムに定める基準を満たすか、又は省エネ基準達成率が、サーバ型は180%以上、クライアント型は200%以上であること*2 ②一般行政事務用ノートパソコンは、搭載機器・機能が簡素化されていること <b>【3プリンタ等】</b> ①グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限る)に対応可能 <b>【7ディスプレイ】</b> 国際エネルギースタープログラム(Ver.7.0)に定める基準を満たすこと <b>【8シュレッター】</b> ①待機時消費電力1.5W以下 ②低電力モード又はオフモードへの移行時間が出荷時10分以下に設定 <b>【10電気冷蔵庫等】</b> ①冷媒及び断熱材発泡剤へのオゾン層を破壊する物質及び代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)の不使用 <b>【11テレビ】</b> ①受信機が39V型以下の場合、統一省エネラベル三つ星(☆☆☆)以上*2 ②リモコン待機時の消費電力0.5W以下 <b>【12エアコンディショナー】</b> 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下 <b>【14LED照明器具】</b> 表4の項目ごとの判断の基準を満たし、かつLEDモジュール寿命が40,000時間以上	

区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
E	事務機器等	15	電球形状のランプ(LED)		①ランプ効率が、A形で口金がE17又はE26の場合は、昼光色、昼白色、白色は110.0lm/W以上、温白色、電球色は98.6lm/W以上、それ以外の場合は、昼光色、昼白色、白色は80.0lm/W以上、温白色、電球色は70lm/W以上であること。 (調光・調色対応ランプは各基準値から5lm/Wずつ緩和。ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は50lm/W以上) ②演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③定格寿命は40,000時間以上(ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は30,000時間以上)であること。
		16	電球形状のランプ(LED以外)	○	①電球形蛍光ランプである場合は、エネルギー消費効率が省エネ法のトップランナー基準を満たすこと。 ②蛍光ランプ以外の電球形のランプである場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 ③電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ④定格寿命は6,000時間以上であること。
		17	蛍光管 (直管型で大きさが40形のもの)	○	①ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で83lm/W以上であること。 ②再生品であること
		18	一次電池又は小型充電式電池		次のいずれかの要件を満たすこと。 ①アルカリ乾電池であること。 ②小型充電式電池(二次電池)であること。
		19	トナーカートリッジ (対象物品はトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせたもの。)	○	①使用済カートリッジの回収システムがあること。 ②回収部品の再資源化率が製品全体質量(それぞれトナー、インクを除く)の95%以上であること。 ③回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 ・トナーカートリッジ:製品全体の質量の50%以上(トナーを除く) ・インクカートリッジ:製品全体の質量の25%以上(インクを除く) ④回収したカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については減量化が行われた上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限り)に対応可能。 ⑥トナー及びインクの化学安全性が確認されていること。 ※単価契約Docuprint P450d対応分は対象外。
		20	インクカートリッジ (プリンタ内のインク容器にインクを補充するタイプのインク容器単体は対象外とする。)		①使用済カートリッジの回収システムがあること。 ②回収部品の再資源化率が製品全体質量(それぞれトナー、インクを除く)の95%以上であること。 ③回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 ・トナーカートリッジ:製品全体の質量の50%以上(トナーを除く) ・インクカートリッジ:製品全体の質量の25%以上(インクを除く) ④回収したカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については減量化が行われた上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限り)に対応可能。 ⑥トナー及びインクの化学安全性が確認されていること。 ※単価契約Docuprint P450d対応分は対象外。
		21	プロジェクター		①製品本体の重量が、国が定めた基準値を上回らないこと。 ②消費電力が、国が定めた基準値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が0.5W以下であること(ネットワーク待機時は適用外)。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤製品の製造終了後5年以上は保守部品・消耗品が供給されること。 ⑥特定化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。  【参考】 購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。  エコマーク 
		22	携帯電話		①次のア又はイのいずれかを満たしていること ア. 搭載機器・機能が簡素化されていること(通話及びメール機能等に限定) イ. アプリケーションのバージョンアップが可能であること ②環境配慮設計が実施されており、その内容がウェブサイト等で公表されていること ③回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること ④再使用又は再生利用できない部分は適正に処理されること ⑤バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有)があること ⑥特定化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。  【参考ラベル】モバイル・リサイクル・ネットワーク 
		23	ガス温水機器・ガス調理機器 石油温水機器		省エネ法に基づく省エネラベリング制度の省エネ基準達成率が100%以上であること
		F	オフィス家具等	1	いす
2	机			○	①金属製の棚、収納用什器の場合:棚板については次のア、イ、ウ、キの要件を満たすこと
3	棚				②プラスチックの場合:次のエ、オのいずれか及びキの要件を満たすこと
4	収納用什器(棚以外)				③木質の場合:次のカ、キの要件を満たすこと
5	ローパーティション				ア. 棚板に係る機能重量の基準0.1以下 ※機能重量の基準=棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg)
6	コートハンガー				イ. 単一素材分解可能率が90%以上
7	傘立て				ウ. リデュース・リサイクルの配慮がなされた設計であること
8	掲示板				エ. 再生プラスチックをプラスチック重量の10%以上使用
9	黒板				オ. 植物を原料とするプラスチックをプラスチック重量の25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上
10	ホワイトボード				カ. 間伐材、端材、合法材等の木材を使用。材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m <sup>3</sup> 以下(JIS規格適合)又はこれと同等のものであること キ. 保守部品又は消耗品は製造終了後5年以上供給されること

区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
G	被服等	1	制服	○	<p><b>【共通基準】</b>  <b>①【ポリエステル繊維を使用した製品の場合（作業手袋を除く）】</b>  再生PET樹脂繊維の使用率が繊維部分全体重量※比（※製品全体重量からファスナー等付属品を除いた重量。以下同様。）が次のア、イ、ウのいずれかの要件を満たし、かつ右の要件を満たすこと。  ア. 25%以上（ただし、ポリエステルが繊維全体重量の50%未満の場合はその50%以上、かつ、繊維部分全体重量比で10%以上。）  イ. 10%以上かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること  ウ. 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上</p> <p><b>②【植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を使用した製品の場合（作業手袋、帽子を除く）】</b>  ・製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつ右の要件を満たすこと。</p> <p><b>【参考】</b>  購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。</p>
		2	作業服	○	
		3	帽子	○	
		4	作業手袋（軍手）	○	
		5	作業手袋（ゴム手袋）	○	
	その他繊維製品	1	旗		<p>エコマーク  </p>
		2	のぼり		
		3	幕（横断幕・懸垂幕）		
		4	カーテン		
	H	設備	1	太陽光発電システム	

区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
I	自動車	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車(定員10人以下。人の運送用に供する普通自動車、小型自動車、軽自動車。)</li> <li>・小型バス(定員11人以上。車両総重量3.5トン以下。)</li> <li>・小型貨物車(軽貨物車、小型貨物車、中量貨物車。車両総重量3.5トン以下。)</li> <li>・重量車(車両総重量3.5トン超のバス、トラック等)</li> </ul> ※ただし、二輪車を除く		<p>①電気自動車            ②天然ガス自動車            ③ハイブリッド自動車            ④プラグインハイブリッド自動車            ⑤燃料電池自動車            ⑥水素自動車            ⑦クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用自動車に限る)            以下の自動車については下記の基準を満たした低燃費かつ低公害車であること。</p> <p>⑧ガソリン車  <b>【乗用車】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成32年度燃費基準達成            ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス75%以上低減</p> <p><b>【小型バス】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成            ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス75%以上低減</p> <p><b>【小型貨物車】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成            ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス50%以上低減</p> <p>⑨ディーゼル自動車(クリーンディーゼル車を除く)  <b>【乗用車】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成32年度燃費基準達成  <b>【小型バス、小型貨物車、重量車】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成</p> <p>⑩LPガス車  <b>【乗用車】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成32年度燃費基準達成            ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス75%以上低減</p> <p><b>【3.5トン以下の小型貨物車】</b>            ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成            ・低排出ガス基準:平成17年基準排出ガス50%以上低減</p> <p>燃費基準の達成を示すマーク</p>  <p>低排出ガス車認定のマーク</p>  <p><b>【参考】</b>グリーン購入法適合車種リスト:一般社団法人日本自動車工業会  <a href="http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/">http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/</a></p>
J	消火器	1	消火器 (消火剤の詰め替えを含む)		①消化薬剤に、再生材料を重量比で40%以上使用 ②回収した消火器の再利用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること ③エコマーク認定商品であること
K	施設管理	1	植栽管理		農薬の使用回数及び量の削減に努めるとともに、「化学物質の使用に関するガイドライン(佐賀市版)」*7の指針に沿って実施すること <b>■指針の主な内容</b> ・散布前、散布後は、看板等で告知すること ・登録農薬を使用し、用法・容量を守ること
L	災害・備蓄用品	1	ペットボトル飲料水		①賞味期限が5年以上であること。
		2	アルファ化米、保存パン、乾パン		②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
		3	レトルト食品等		①賞味期限が次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 5年以上であること。 イ. 3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
		4	栄養調整食品、フリーズドライ食品		①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
		5	毛布		使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再利用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上であること。
		6	携帯発電機 (※定格出力が3kVA以下の発動発電機)		①排出ガスが次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジン搭載の発電機(天然ガス、LPガスを燃料として使用するものを含む)については、*表8の基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジン搭載の発電機については、*表9の基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転時間が3時間以上のものであること(カセットボンベ型については1時間以上)。

グリーン購入基準には、リース・レンタル契約を含むことに注意すること。

\*1 ポストコンシューマー材料(製品として使用後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の35%以上使用

\*2 共通基準に代えて適用する。

\*3 グリーン購入ネットワークが策定した購入ガイドラインは、下のホームページを参照すること。  
<http://www.gpn-eco.net/guideline/index.php> [エコ商品ねっとホームページ]

\*表4 固有エネルギー消費効率及び平均演色評価数Raの基準値

	昼光色、昼色白、白色	温白色、電球色	平均演色評価数 Ra
LED照明器具	120 lm/W 以上	85 lm/W 以上	80以上
ダウンライト	95 lm/W 以上	80 lm/W 以上	70以上
天井照明器具	130 lm/W 以上	85 lm/W 以上	70以上
投光器	105 lm/W 以上	90 lm/W 以上	70以上
防犯灯	800 lm/W 以上	対象外	70以上

\*表5 太陽電池モジュールの区分ごとの基準変換効率

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

\*表6 太陽光発電システムの項目ごとの判断の基準

項目	判断の基準
太陽電池モジュール	公称最大出力の80%以上を10年間維持
パワーコンディショナー	定格負荷効率及び部分負荷効率は出荷時の90%以上を5年以上維持
エネルギーペイバックタイム	3年以内
環境配慮設計	事前評価が行われ、その内容が確認できること

\*7 「化学物質の使用に関するガイドライン(佐賀市版)」は、ノーソデータベース「化学物質データベース」(sagaNDB)に掲載

\*表8 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出量基準値

排出量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)	
	HC+Nox	CO
66cc未満	50	610
66cc以上 100cc未満	40	
100cc以上 225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B8008-4のG2モードによる。

\*表9 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出量基準値

排出ガス基準値(g/kWh)		
NMHC+Nox	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B8008-4のG2モードによる。